

## 確定申告に関するお知らせ

問 大隅税務署 総務課  
☎099-482-0007 (自動音声案内)

### ■いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、新たにスマートフォン(以下「スマホ」といいます。)で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

また、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけますので、大変便利です。

スマホからe-Taxで申告するためには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード(ID・パスワード方式に対応したもの)」が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

### ■所得税等の確定申告等のご案内

所得税等の確定申告等は、ご自宅でも国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

また、平成31年1月からは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるID・パスワードを利用して、自宅等からe-Taxを行うことができますので、ID・パスワードの発行を希望される方は、運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、事前に税務署へお越しください。

なお、税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

#### 【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 大隅税務署(曾於市大隅町岩川6491-2 大隅合同庁舎(国)4階)

〈開設期間〉 平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで(土、日を除く。)

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

※申告期限間際になりますと申告会場が混み合うことが予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

大隅税務署(電話099-482-0007)※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。(平成31年1月16日(水)から3月15日(金)まで)

### ■公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

- ① 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ② 住民税の申告が必要な場合があります(お住まいの市役所又は町役場の税務課にお尋ねください。)

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。